

令和4年3月25日14時00分  
資料配布 近畿地方整備局・摂津市

本省同時発表

としかい  
「鳥飼地区河川防災ステーション」整備計画の登録について  
～摂津市と連携して災害発生時における水防活動や災害復旧活動の拠点を整備します～

- ・国土交通省は、令和4年3月25日付けで、全国で新たに3箇所の河川防災ステーション整備計画を登録しました。
- ・そのうち、近畿地方整備局管内では、摂津市と近畿地方整備局が連携し申請した「鳥飼地区河川防災ステーション」が登録されました。
- ・つきましては、登録伝達式を下記のとおり行いますので、お知らせします。

■近畿における河川防災ステーション整備計画 新規登録箇所

○大阪府摂津市 鳥飼地区河川防災ステーション (淀川) 別添 1

- ・摂津市鳥飼地域は、淀川の想定最大浸水想定区域図において、地域のほぼ全域が浸水エリアとなり、2週間以上の浸水継続時間となります。
- ・このため、洪水時の水防活動や迅速な災害復旧活動を支える拠点である「河川防災ステーション」を整備するとともに、摂津市では「河川防災ステーション」を中心とした高台まちづくりを推進していきます。

■鳥飼地区河川防災ステーション伝達式

- ・日時：令和4年3月30日(水)13:30～14:00
- ・場所：摂津市役所 本館3階 301会議室
- ・内容：近畿地方整備局河川部長から摂津市長へ登録証を手交する伝達式を行います。  
国土交通省・摂津市が連携して事業を進めるために確認書の署名取り交わしを行います。
- ・出席者：摂津市長、近畿地方整備局河川部長、淀川河川事務所長
- ・取材等：取材をご希望の方は、3月29日(火)16時までに、「取材申込の確認事項」別添 2をご確認の上、メールにより事前申し込みをお願いします。

■参考資料

水管理国土保全局治水課 プレス資料 別添 3

<取扱い>

<配布場所>近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、北摂記者クラブ

<問合せ先> (事業全般)国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所  
副所長 善本 隆典(内線206) 調査課長 田中 優太(内線351)  
電話 072-843-2861(代表)  
(式典全般)摂津市 市長公室長 大橋 徹之(内線2100)  
政策推進課 井上 智之(内線2193)  
電話 06-6383-1111(代表)

## 「鳥飼地区河川防災ステーション」の登録伝達・確認書調印式 取材申込の確認事項

取材を希望される報道機関は、以下の必要事項についてメールにて事前にお申し込みください。

申 込 先:satou-a86rs@mlit.go.jp

申込期限:3月29日(火)16時まで

必要事項:①会社名

②ご氏名(代表者のみ)

③連絡先(TEL)

④人数(代表者含む)

⑤テレビカメラの有無(有りの場合の台数)

### 取材時の留意点

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、マスクをご着用いただくとともに、現地での検温へのご協力、現地担当者の指示に従って譲り合って撮影をお願いいたします。また、各社必要最小限の人数でお願いいたします。

※伝達式は、所定の位置からの撮影のみとさせていただきます。

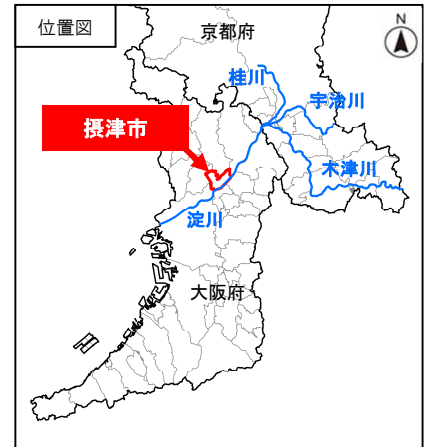
※当日のご質問は、登録伝達・確認書調印式の終了後に取材対応いたします。

# 「鳥飼地区河川防災ステーション」(大阪府摂津市)

別添 1

対象河川 : 一級河川 淀川水系淀川【国管理河川】

市町村名 : 大阪府摂津市



## 1. 概要

鳥飼地区河川防災ステーションは、淀川の洪水被害を最小限とするため、災害時の緊急復旧活動を行う上で必要なコンクリートブロックなどの緊急用資材の備蓄、駐車場、ヘリポート等の整備を行うと共に、摂津市が水防センターを設置するなど災害時の活動拠点となる施設である。

摂津市では、周辺施設の高台化及び河川防災ステーションとの接続による高台まちづくりを推進するとともに、地域のイベント時の休憩場所、防災訓練や防災教育の場としての活用など、平常時の利活用を推進することで、地域の賑わいづくり及び地域の防災に対する意識向上を図る。

## 2. 整備内容

- 国土交通省 : 盛土造成、緊急復旧用資材(根固めブロック等)の備蓄、ヘリポート等
- 摂津市 : 水防センター



※今後、工事实施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。

## 「鳥飼地区河川防災ステーション」の登録伝達・確認書調印式 取材申し込みの確認事項

取材を希望される報道機関は、以下の必要事項についてメールにて事前にお申し込みください。

申込先:satou-a86rs@mlit.go.jp

申込期限:3月29日(火)16時まで

必要事項:①会社名

②ご氏名(代表者のみ)

③連絡先(TEL)

④人数(代表者含む)

⑤テレビカメラの有無(有りの場合の台数)

### 取材時の留意点

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、マスクをご着用いただくとともに、現地での検温へのご協力、現地担当者の指示に従って譲り合って撮影をお願いいたします。また、各社必要最小限の人数でお願いいたします。

※伝達式は、所定の位置からの撮影のみとさせていただきます。

※当日のご質問は、登録伝達・確認書調印式の終了後に取材対応いたします。



令和 4 年 3 月 2 5 日  
水管理・国土保全局 治水課

## 河川防災ステーションの3計画を新たに決定！

### 令和4年度より着手します

国土交通省は、新たに3箇所の河川防災ステーション整備計画を決定し、これにより河川防災ステーションの登録数は全国で146箇所となりました。今回登録された河川防災ステーションについては、令和4年度より、整備に向けた詳細な設計や用地取得等に着手します。

○河川防災ステーションは、洪水時等の緊急対応を迅速に行うため、市町村等と河川管理者が連携し、コンクリートブロック等の資材の備蓄や水防団の安全な待機場所などを集約して整備するものです。平常時には地域の人々の交流や憩いの場として、また河川を中心とした文化活動の拠点として大いに活用される施設です。

○今回、新たに以下3箇所の河川防災ステーション整備計画を決定しました。

- ・秋田県秋田市 雄物川「秋田地区河川防災ステーション」
- ・大阪府摂津市 淀川「鳥飼地区河川防災ステーション」
- ・熊本県玉名市 菊池川「元玉名地区河川防災ステーション」

○具体的には、以下の整備内容を予定しています。

- ・災害時の緊急復旧活動を行う上で必要な緊急用資材の備蓄（国土交通省）
- ・駐車場、ヘリポート等の整備（国土交通省）
- ・水防センターの設置（各自治体）

※今回、計画を決定する河川防災ステーションの概要については別紙のとおりです。

#### 添付資料

別紙1	令和3年度「河川防災ステーション」登録箇所一覧表
別紙2	河川防災ステーション位置図
別紙3	各防災ステーションの計画概要
参 考	河川防災ステーション

問い合わせ先：国土交通省水管理・国土保全局 治水課

課長補佐 山本 浄二（内線35-516）

河川技術係長 五十嵐 義敏（内線35-553）

代 表 03-5253-8111

直 通 03-5253-8454

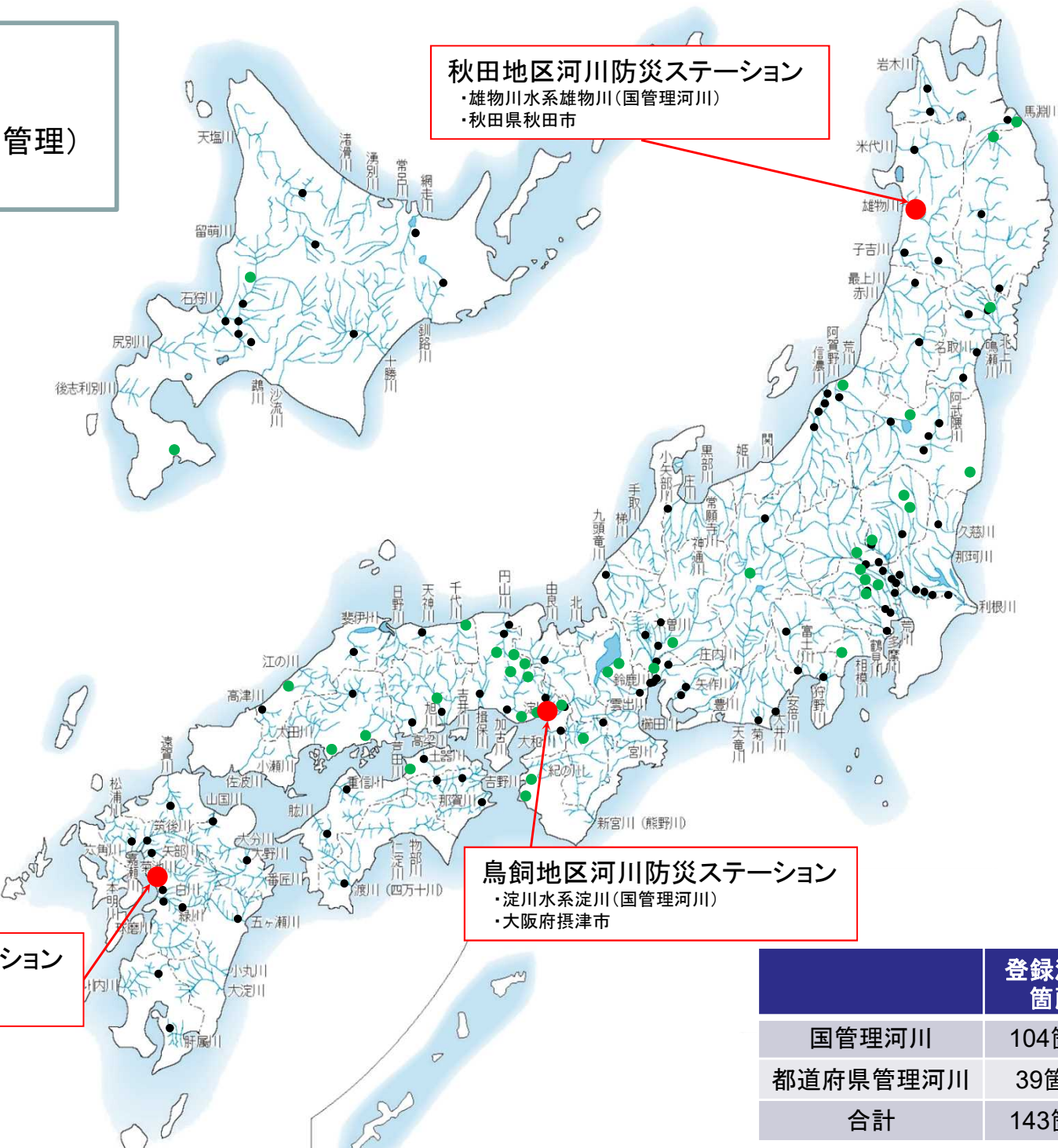
令和3年度 「河川防災ステーション」登録 箇所一覧表（新規3箇所）

別紙1

都道府県名	市町村名	水系名	河川名	箇所名	事業主体
秋田県	あきたし 秋田市	おものがわ 雄物川	おものがわかりゅう 雄物川下流	あきた 秋田地区河川防災ステーション	国土交通省 あきたし 秋田市
大阪府	せつし 摂津市	よどがわ 淀川	よどがわ 淀川	とりかい 鳥飼地区河川防災ステーション	国土交通省 せつし 摂津市
熊本県	たまなし 玉名市	きくちがわ 菊池川	きくちがわ 菊池川	もとたまな 元玉名地区河川防災ステーション	国土交通省 たまなし 玉名市

# 河川防災ステーション 位置図

- 【凡例】**
- : 登録済み(国管理)
  - : 登録済み(都道府県管理)
  - : 今回登録箇所



**秋田地区河川防災ステーション**  
 ・雄物川水系雄物川(国管理河川)  
 ・秋田県秋田市

**鳥飼地区河川防災ステーション**  
 ・淀川水系淀川(国管理河川)  
 ・大阪府摂津市

**元玉名地区河川防災ステーション**  
 ・菊池川水系菊池川(国管理河川)  
 ・熊本県玉名市

	登録済み箇所	今回登録箇所	計
国管理河川	104箇所	3箇所	107箇所
都道府県管理河川	39箇所	0箇所	39箇所
合計	143箇所	3箇所	146箇所



あきたちく  
**「秋田地区河川防災ステーション」(秋田県秋田市)**  
 あきたたけんあきたし

おものがわ おものがわかりゆう  
 対象河川：一級河川 雄物川水系雄物川下流【国管理河川】

あきたし  
 市町村名：秋田県秋田市

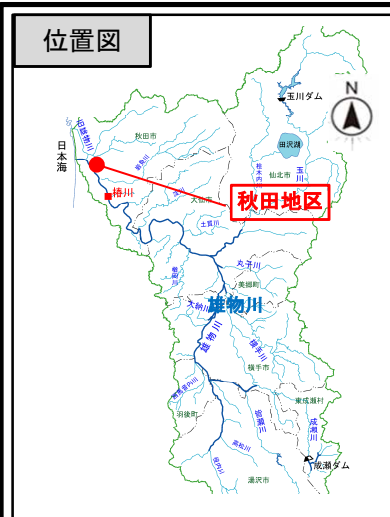
1. 概要

雄物川下流域では平成29年7月、平成30年5月洪水にて家屋等の浸水被害が発生しました。秋田地区河川防災ステーションは、雄物川下流域の洪水被害を最小限とするため、災害時の緊急復旧活動を行う上で必要となるコンクリートブロックなどの緊急用資材の備蓄、駐車場、ヘリポート等の整備を行うとともに、緊急車両の基地のほか、秋田市が水防センターを設置するなど、災害時の活動拠点となる施設です。

また、敷地を活用したレクリエーションなど地域交流の場や、花火大会などイベント時の活用、防災訓練、防災教育の場としての活用など、平常時の利活用を促進することで、地域の賑わいづくり、防災への意識向上を図ります。

2. 整備内容

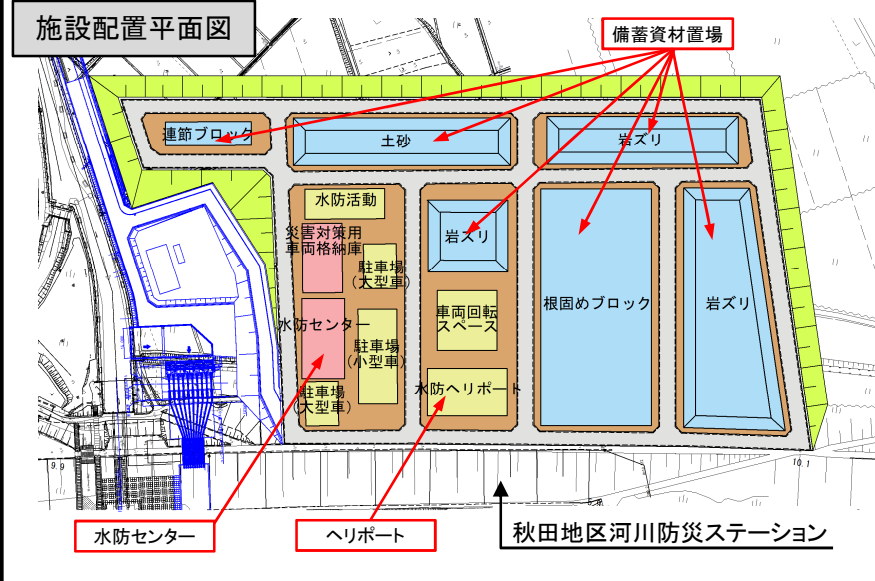
- ・ 国土交通省：盛土造成、緊急復旧用資材(根固めブロック等)の備蓄、ヘリポート等
- ・ 秋田市：水防センター



平成29年7月洪水による被災状況  
 (秋田市雄和川崎地区)



整備イメージ



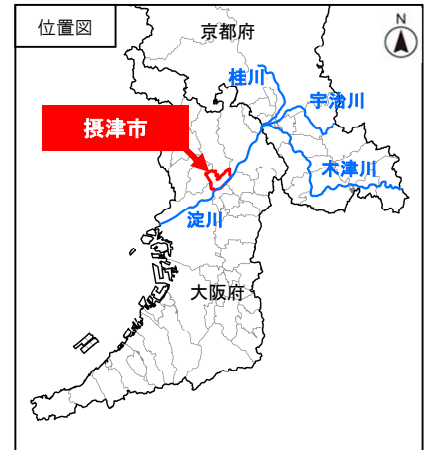
※今後、工事実施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。



とりかい  
**「鳥飼地区河川防災ステーション」(大阪府摂津市)**  
 せつつし

対象河川：一級河川 淀川水系淀川【国管理河川】

市町村名：大阪府摂津市



1. 概要

鳥飼地区河川防災ステーションは、淀川の洪水被害を最小限とするため、災害時の緊急復旧活動を行う上で必要なコンクリートブロックなどの緊急用資材の備蓄、駐車場、ヘリポート等の整備を行うと共に、摂津市が水防センターを設置するなど災害時の活動拠点となる施設である。

摂津市では、周辺施設の高台化及び河川防災ステーションとの接続による高台まちづくりを推進するとともに、地域のイベント時の休憩場所、防災訓練や防災教育の場としての活用など、平常時の利活用を推進することで、地域の賑わいづくり及び地域の防災に対する意識向上を図る。

2. 整備内容

- 国土交通省：盛土造成、緊急復旧用資材(根固めブロック等)の備蓄、ヘリポート等
- 摂津市：水防センター



※今後、工事実施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。

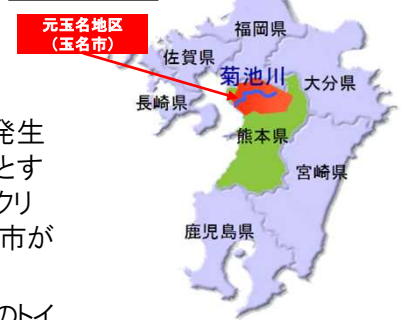


もと たま な たま な し  
**「元玉名地区河川防災ステーション」(熊本県玉名市)**

対象河川：一級河川 <sup>きくちがわ</sup> 菊池川水系菊池川 <sup>きくちがわ</sup> 【国管理河川】

市町村名：熊本県 <sup>たまなし</sup> 玉名市

位置図



1. 概要

菊池川では、平成24年7月洪水や令和2年7月洪水等で家屋等の浸水被害が発生しました。元玉名地区河川防災ステーションは、菊池川水系の洪水被害を最小限とするため、菊池川下流区間における、災害時の緊急復旧活動を行う上で必要なコンクリートブロックなどの資材の備蓄や、駐車場、ヘリポート等の整備を行うとともに、玉名市が水防センターを設置するなど、災害時の活動拠点となる施設です。

平常時には、防災学習の拠点として利用するとともに、駐車場や水防センター内のトイレ等を一般開放することで地元の自主防災クラブや消防団等の会議・研修等の場や地域の交流・憩いの場などの活用が可能となります。

2. 整備内容

国土交通省：盛土造成、緊急復旧用資材(土砂、根固めブロック等)の備蓄、駐車場、ヘリポート等  
 玉名市：水防センター

**位置図**

R2.7洪水による被害状況(玉名市)

元玉名地区河川防災ステーション

**施設配置平面図**

**整備イメージ**

※今後、工事実施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。

# 河川防災ステーション

～地域で守るふれあいのスペース～

「河川防災ステーション」は、水防活動を行う上で必要な土砂などの緊急用資材を事前に備蓄しておくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面積を確保するものです。洪水時には市町村が行う水防活動を支援し、災害が発生した場合には緊急復旧などを迅速に行う基地となるとともに、平常時には地域の人々の交流や憩いの場として、また河川を中心とした文化活動の拠点として大いに活用される施設です。国土交通省では、今後も地方自治体と連携を図り計画的かつ積極的に整備していきます。

## 《 「河川防災ステーション」の設置位置 》

設置位置は、次のようなことを考慮して決めます。

- ① 水防センターなどの関連施設と河川防災ステーションとの役割分担
- ② 重要水防箇所の状況
- ③ 過去に大きな被害を受け、水防活動や緊急復旧の実績のある区間及びその状況
- ④ 想定される水防活動及び緊急復旧活動に関わる輸送路の状況
- ⑤ 水防災意識の向上が期待できるよう、平常時にも一般の利用が活発に行われ、河川を軸とした文化活動の拠点として活用されるとともに、河川事業の展示活動、研修などが展開できる地域

## 《 新規に整備を要望する市町村は、最寄りの河川事務所等に相談を 》

「河川防災ステーション」を整備する際は、洪水時の水防活動及び緊急復旧活動の拠点として整備されるものであり、設置位置、規模、事業効果、その他必要事項を記入した整備計画を作成し、水管理・国土保全局長に登録する必要があります。

「河川防災ステーション」は、河川管理者と水防管理者が一体となって整備する施設ですので、市町村等と調整が図られた計画が設置要望の必須条件となります。新規要望を検討されている市町村につきましては、河川管理者（直轄河川については国土交通省河川事務所等、補助河川については都道府県土木事務所等）にご相談ください。

